

摂津市公告第38号

北部大阪都市計画事業千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業の事業計画を変更したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条で準用する同法第54条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年11月11日

摂津市長 嶋野 浩一朗

1 市街地再開発事業の種類及び名称

北部大阪都市計画事業千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業

2 事業施行期間

令和3年6月30日から令和9年度まで

3 施行地区

摂津市千里丘一丁目地内

4 施行者の名称

摂津市

5 事務所の所在地

摂津市三島一丁目1番1号

6 事業計画の決定の年月日

令和3年6月30日

7 事業計画の変更の年月日

令和6年11月1日

8 事業計画において定めた設計の概要の変更についての認可の年月日

令和6年11月1日